

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外48名

被告 関西電力株式会社

準備書面(93)

【GX 基本方針等に関して】

2023年6月8日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙



同 高 橋 典 明



同 吉 川 実



同 加 納 雄 二



同 田 島 義 久



同 崔 信 義



同 定 岡 由 紀 子



同 永 芳 明



同 藤 木 達 郎



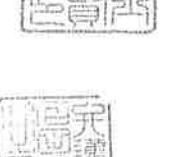
同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽

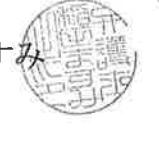
同 関根良平

 同 森内彩子

 同 杉田哲明

 同 石川賢治

 同 向川さゆり

 同 石田達也

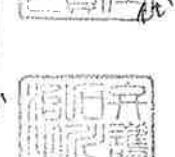
 同 稲田ますみ


弁護士井戸謙一復代理人

同 河合弘之

 同 甫守一樹

 同 池田直樹

 同 清水脩

 同 雪谷真里奈

 同 関口速人

 同 中川博貴


【目次】

第1 GX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案について	3
第2 原子力発電の「環境性」が認められないこと	5
1 「環境性」について	5
2 原子力発電が「環境性」に資することはない	6
3 小括	7
第3 原子力発電の「経済性」が認められないこと	7
1 「経済性」について	7
2 潜在的経済負担及び建設コストの存在による「経済性」の破綻	8
3 小括	10
第4 GX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案により原告ら指摘の問題点等が改善されないこと	10
1 革新軽水炉のリスク	10
2 老朽化原発のリスク	14
3 使用済み燃料貯蔵能力の限界	15
第5 まとめ	15

本準備書面は、令和5年2月10日に閣議決定された「GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針（以下、GX基本方針）」、同日閣議決定の後、法案提出された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（以下、GX推進法案）」及び同月28日に閣議決定の後、法案提出された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（以下、GX脱炭素電源法案）」に基づく国の政策及び当該政策に基づく被告の原子力事業の問題点を指摘し、被告関西電力が答弁書等で述べる「環境性」「経済性」がないこと等を明らかとする書面である。

第1 GX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案について

GX基本方針は、「気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現する」ことを目的に、

- ① エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取組を進めること
- ② GXの実現に向け、「GX 経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支

援、カーボンプライシングによる GX 投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うこと

の 2 点に関する政府の取り組みの指針であり、原子力に関しては、①の一部として、

- ・ 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく
- ・ 厳格な安全審査を前提に、40年 + 20 年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う

との考えを示している（甲全 747・下記に該当箇所抜粋）。

そして、GX 基本方針を実現するため、GX 推進法案によって原子力発電を含めた政府の考える GX 政策（新型革新的軽水炉の建設・建て替え等）への公的資金の投入が可能となる仕組みを作り（甲全 748）、GX 脱炭素電源法案において、原子力利用の価値の明確化及び高経年化した原子炉の長期利用の実現のための内容を規定している（甲全 749・下記 2 は該当箇所抜粋）。

③原子力の活用

- ・ 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。
- ・ 厳格な安全審査を前提に、40年 + 20 年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働き掛けの抜本強化を行う。

【甲全 747 GX 基本方針該当部分】

(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進 (原子力基本法、炉規法、電気事業法、再処理法)

① 原子力発電の利用に係る原則の明確化 (原子力基本法)

- ・安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化 (安定供給、GXへの貢献等)
- ・国・事業者の責務の明確化 (廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等)

② 高経年化した原子炉に対する規制の厳格化 (炉規法)

- ・原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け

③ 原子力発電の運転期間に関する規律の整備 (電気事業法)

- ・運転期間は40年とし、i) 安定供給確保、ii) GXへの貢献、iii) 自主的安全性向上や防災対策の不断の改善について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める
- ・延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が予見し難い事由 (安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等)による停止期間 (a) を考慮した期間に限定する
※原子力規制委員会による安全性確認が大前提

④ 円滑かつ着実な廃炉の推進 (再処理法)

- ・今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構 (NuRO^(※)) に i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、iii) 廃炉に必要な資金管理等の業務を追加
(※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略
- ・原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける

【甲全749 GX脱炭素電源法案該当部分】

第2 原子力発電の「環境性」が認められないこと

1 「環境性」について

被告関西電力は、原子力発電の特徴として、

大規模発電を実現しつつも、発電過程で二酸化炭素を排出しない発電方法であり、温室効果ガス排出量を削減しつつ、持続可能な成長を実現することのできる発電方法といえる。また、発電過程のみならず、発電所の建設や原料の採掘、輸送等を含めたライフサイクル全体で評価しても、原子力発電の1 kWh当たりの二酸化炭素排出量は、化石燃料を用いた場合よりも明らかに小さいものとなっている
(答弁書5頁)。

等と指摘の上、「環境性」に優れた発電方法であるとしており、GX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案の前提と同様の考えを有している。

2 原子力発電が「環境性」に資することはない

(1) 原子力発電の二酸化炭素排出量について

原子力発電所は、タービンを回した蒸気を冷却するための冷却水を海洋から取り込んだ後、平均7度上昇した温排水を海洋に排出することが必要である。その量たるや、100万キロワット級の原発1基で年間20億トンにも及ぶ¹（原告準備書面（17）・6頁、（23）・6頁でも同様の指摘あり。甲全242、甲全750）。そして、海水温が上昇すると、二酸化炭素の水に対する溶解度が減少し、海水中に溶けていた二酸化炭素が大気中に放出される。被告は、このことを無視して環境性を論じていて、不当である。

(2) 火力発電との比較（熱効率を踏まえて）

海水による冷却に関しては、火力発電でも利用されており、原子力発電と同様の問題があることは否定しない。

しかし、火力発電の熱効率は50%を超えていて100万キロワットの電気を発生させるために冷却によって海水に捨てるエネルギーは100万キロワット以下であるが、原子力発電所の熱効率は33%程度であって、100万キロワットの電気を発生させると200万キロワットの熱を海水に捨てなければならず、海水を温めてしまう問題は、火力発電よりも原子力発電の方が、はるかに深刻である（甲全750）。

(3) 二酸化炭素排出量のみによる「環境性」判断の問題

さらに、環境に与える負荷として、二酸化炭素の排出量のみが問題となるわけではない。原子力発電所の事故時に大量に放出される放射性物質は、ヒトのみならず、動物・植物を問わずすべての生命体のDNAを傷つけ、その重要性は比較にならない。

特に、高レベル放射性廃棄物の処分場の立地について、決まっておらず、仮に建設場所が決定し処分場が建設されたとしてもそれは数十年後であって、その間、高レベル放射性廃棄物や使用済み燃料は、貯まり続ける一方である。このこと自体が、重大な環境負荷であるとともに、福島第一原子力発電所4号機のように使用済み燃料プールに関して万が一の事故が生じれば破壊的な環境汚染が生じるリスクを内包している。

また、原告準備書面（17）及び（23）で指摘したとおり、平常運転においても放射性物質が原子力発電所から放出されており、3原発周辺海域の生態系が傷ついていることが想定されるのであって、原子力発電所は、

¹ 甲全750によれば、福島原発事故前の54基の原発（総電気出力4900万kW）が排出する温排水の総量が年間1000億トンであるから、100万kW級の原発1基が年間に排出する温排水は、約20億トンとなる。

この点においても「環境性」に優れた発電方法であるとはいえない（甲全242、甲全750）。

(4) 温暖化対策の決め手とならないこと

ア 仮に、原子力発電からの二酸化炭素の排出量が相対的に少ないとしても、以下の理由により、原子力発電を拡大することは、地球温暖化の課題に役立たない。

イ 現在、気候変動への対策として2050年ゼロカーボン、2030年半減という目標が国際的に掲げられている（IPCC第6次統合報告書）。そして、その目標を達成するためには、2030年までの削減の取組成果が決定的に重要とされている。現在、二酸化炭素を大量に排出し続けておいて、2050年間近になって新技術等で急に削減が進んだとしても、それまでの30年間の排出量の累積によって、大気中の二酸化炭素濃度は上昇してしまい、地球温暖化を防ぐことはできない。

場所の選定（リプレイスであれば古い原子炉の廃炉作業の完了）、設計、建設などについては20年から30年以上の時間を要するとされる原子力発電所等の新規建設の方法は、上記削減目標には到底役立たない。

ウ よって、そもそも原子力発電が地球温暖化対策の中心になり得ず、「環境性」に優れている発電方法であるともいえない。

3 小括

以上より、原子力発電が、「環境性」に優れた発電方法であるとするGX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案並びに被告関西電力の原子力発電に関する前提理解は誤っており、原子力発電の利用は、GXに反する結果を招来させる。

第3 原子力発電の「経済性」が認められないこと

1 「経済性」について

被告関西電力は、原子力発電の特徴として、

原子力発電が火力発電等と比べ1 kWh当たりの発電コストが遜色ない水準である……（中略）……原子力発電は発電コストに占める燃料費の割合が小さいため、発電コストが燃料等の価格変動に左右されにくいという優位性もある……（中略）……原子力発電を含めたエネルギー供給源の多様性を確保することにより、燃料調達において資源保有国に対し一定の交渉力を保持することが可能となっている（答弁書6頁）。

等と指摘し、「経済性」に優れた発電方法であるとし、GX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案は上記「経済性」を前提に原子力発電を

推進している。

2 潜在的経済負担及び建設コストの存在による「経済性」の破綻

(1) 原子力発電のコスト計算の問題

ア 原子力発電の「経済性」に関して、経済産業省資源エネルギー庁は、
1 kWhあたり 10.1 円であるとしている（甲全 751）。

イ 原発建設のコストとの比較

経済産業省は、原発の建設費の想定に関して、一基 440 億円に 600 億円の追加的安全対策を加算する費用で試算しているが、イギリスで計画中の「ヒンクリーポイント C 原発」(160 万キロワット級・2 基) の建設費が 245 億ポンド（約 3.5 兆円）である（甲全 752）。このように、経済産業省の上記試算は、実態と乖離した試算である。龍谷大学大島堅一教授の試算によれば、原発の発電コストは 1 kWh あたり 17.6 円である（甲全 752）。「原子力発電が火力発電等と比べ 1 kWh 当たりの発電コストが遜色ない」という経産省の試算に合理性はない。

ウ 二酸化炭素排出量対策を参入する必要性があること

経済産業省は、火力発電のコスト計算において「原発ではかかるないコストである CO₂ 対策費が、社会的費用としてかかっている」としている（甲全 751・5 頁）。すなわち、上記 10.1 円には二酸化炭素排出量対策費用が含まれていないのである。

しかし、上記のとおり、原子力発電においても二酸化炭素が排出される以上、原子力発電のコストとして、二酸化炭素排出削減コストを加算すべきであり、この加算をしないでコストを比較しても意味がない。

エ 事故に伴う被害と被害補償費用の試算の問題

さらに、経済産業省の上記試算は、社会的費用としての事故リスク対応費用に関して、「福島第一原発での事故対応費用を参考に、120 万 kW の原発 1 基が事故を起こした場合を想定して約 9.1 兆円と想定」し、上記 10.1 円の内の 0.3 円程度と試算している（甲全 751）。

しかし、原告準備書面（23）・11 頁以下、同（28）11 頁でも指摘しているとおり、福島第一原発での事故対応は、現在進行形であり、年々費用が増加していて、50 兆円～70 兆円という試算すら公表されていることからすれば、このように、事故対応費用に関し、経済産業省の試算は、実態を反映しておらず、全くの過少評価である。

(2) 他の発電方法との比較

原告準備書面（23）・8 頁以下で指摘しているとおり、揚水発電所は、原発の運転によって必然的に生じる夜間余剰電力を有効活用するために設置されているものであるから、原発による発電のコストは、揚水発電の

コストと総合して検討されなければならない。そうすると、原発による発電のコストは、他の発電方法に比較してはるかに高コストになる（甲全299号証）。

以上のとおり、原子力発電は、他の発電方法と比較しても「経済性」に優れた発電方法であるとはいえない。

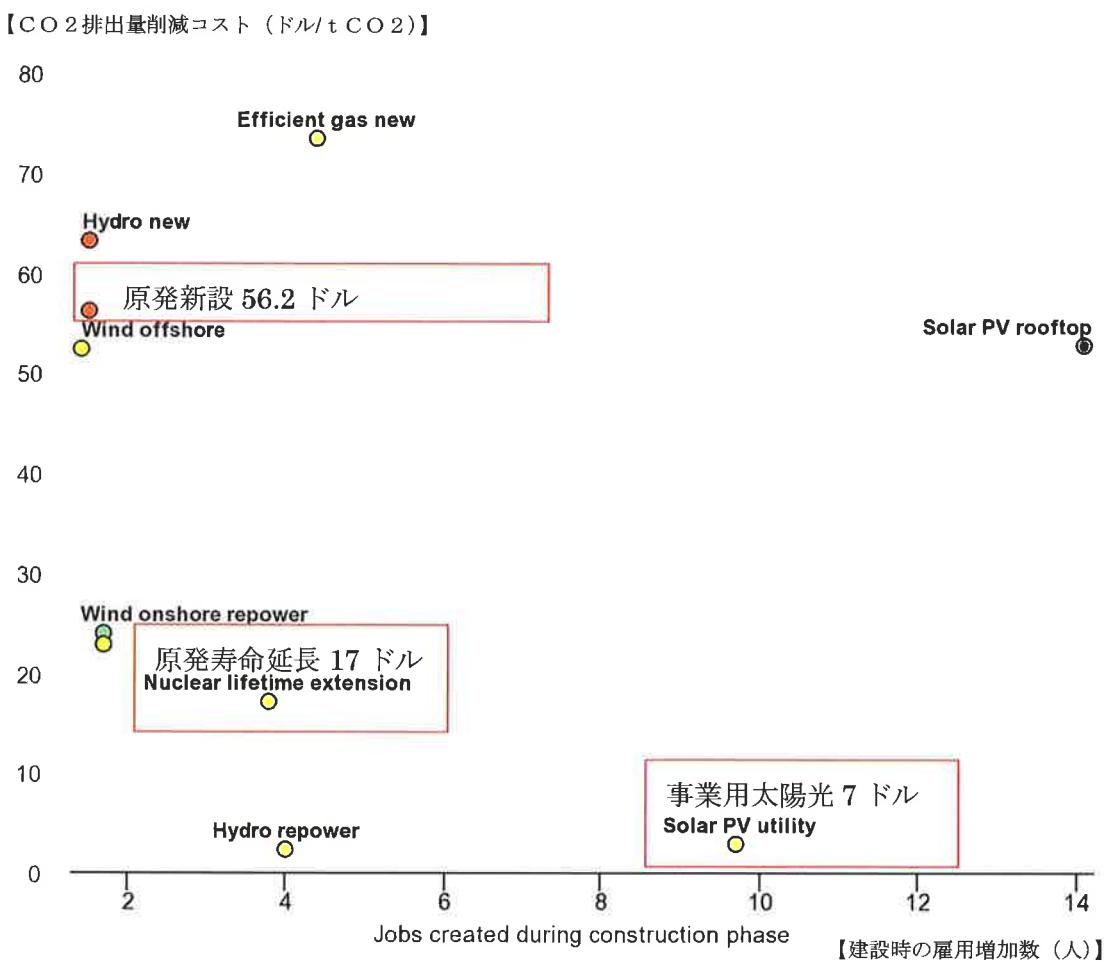
(3) 原子力発電の二酸化炭素排出量削減コスト及び雇用創出能力の関係

国際エネルギー機関（IEA）は、「Job creation per million dollars of capital investment in power generation technologies and average CO₂ abatement costs（発電技術への設備投資100万ドルあたりの雇用創出と平均CO₂削減コスト・2022年10月26日最終更新日）」と題するページ²内の表（下記参照・甲全753・22頁に同様の資料あり。）において、原発新設は、平均二酸化炭素削減コスト及び雇用創出において、多くの発電方法に劣り、従来の原発の寿命を延長させて運転した場合であっても、事業用太陽光発電の5.8倍のコストがかかる一方、雇用創出力は2分の1以下であるとしている。

すなわち、原発を新設した場合のみならず、原発の運転期間を延長した場合であったとしても、平均二酸化炭素削減コスト及び雇用創出の点において事業用太陽光発電、その他の発電方法よりもはるかに劣っており、「経済性」のある発電方法であるとは到底いえないである。

【表1】

² <https://www.iea.org/data-and-statistics/charts/job-creation-per-million-dollars-of-capital-investment-in-power-generation-technologies-and-average-co2-abatement-costs>



3 小括

以上の事実からすれば、原子力発電が「経済性」に優れた発電方法であるとするGX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案並びに被告関西電力の原子力発電に関する前提理解は誤っており、原子力発電の利用は、逆にGXに反する結果を招来させる。

第4 GX基本方針、GX推進法案及びGX脱炭素電源法案により原告ら指摘の問題点等が改善されないこと

1 革新軽水炉のリスク

(1) 革新軽水炉とは

革新軽水炉とは、現在の軽水炉に、地震や津波などの自然災害へのレジリエンス向上や航空機衝突・テロ対策などといった安全対策、出力を変動させて自然エネルギーの変動をおぎなうなどの機能向上、事故時の電源喪

失した場合でも原子炉を自然に冷却するシステムや炉心が溶融したとしても放射性物質を発電所敷地内にとどめることができる設計（コアキャッチャーや放射性希ガスの分離・貯留設備）を取り入れるといった要素を加えた原子炉（第3世代原子炉）のことであり（甲全753・30頁）、EPR、AP1000等がある。

そして、GX基本方針の「次世代革新炉への建て替え」（甲全747）は、「次世代革新炉」、すなわち、革新軽水炉・小型軽水炉の建設・建て替えにより、二酸化炭素排出削減を目指しているのである。

（2）原子力発電であることによるリスク

しかし、上述の「経済性」で指摘したとおり、革新軽水炉であるか否かに関わらず原子力発電所の新設に関して、発電コスト及び二酸化炭素排出削減コストが他の発電方法と比較して、非常に高いことが明らかとなっている。

（3）「革新」であっても現在の構造的問題を解決できないこと

革新軽水炉の「地震や津波などの自然災害へのレジリエンス向上や航空機衝突・テロ対策などといった安全対策」については、現在の原子炉においても実施されている。

さらに、重大事故時の対策に関しても、平成26年4月25日衆議院経済産業委員会において、田中俊一氏（当時の原子力規制委員会委員長）は、「既存の炉にコアキャッチャーをつけるというのはもう不可能でございますので、それに相当するような性能があるよう、先ほど櫻田からも御説明申し上げましたけれども、炉心が溶けたときにも格納容器の方に水をきっちり入れて、格納容器を突き破って下に抜けるようなことのないような方策を求めていた」（甲全754）等の発言から、現在の原子炉においても十分であるか否かは別として対策をとる必要がある対策である。

すなわち、「革新」としているものの、その実態は、現在の軽水炉と安全性において大きな違いはなく、原子炉の安全性が飛躍的に向上したとはいえない。

したがって、革新軽水炉が導入されたとしても現在抱えている安全性に対する問題を解消するに至っていない以上、原告らが指摘してきた安全性の問題を抱えている原子炉が新たに導入されるに過ぎないのである。

（4）革新軽水炉建設のコスト（予算・工期）

また、「GX 外交政策や国際安全保障を専門とするポーランドの調査研究機関である「Casimir Pulaski Foundation」の政策文書³において、革新的

³ https://pulaski.pl/wp-content/uploads/2021/06/Pulaski_Policy_Paper_No_6_2021_EN-1.pdf

軽水炉の計画時の初期投資額と実際の投資額、計画建設期間と実際の建設期間に関する統計データから（当該資料の表は、表2のとおり。甲全753・24頁にも同様の表あり。）、

ア 建設当時に算定された予算内で建設することはできておらず（UAEに関しては、建設途中の原子力発電所を含んでおり、今後費用が増加することが予測できるため、予算内とは評価できない。）、フランスのように当初予算の約3.7倍にも膨れ上がる可能性まである。

イ 建設の工期に関しても計画の工期を大幅に過ぎており、計画通りに実施できないことが明らかとなっている。

これらの事実からすれば、そもそも二酸化炭素排出削減に資する原子炉ではないばかりか、長期間の工期を要するため、GX基本方針の目的であり、2030年までの削減の取組成果が決定的に重要となる「気候変動問題への対応」に間に合わず、現在の問題である「ウクライナ危機によるエネルギー問題」にも間に合わない。また、このようなGX基本方針の目的に間に合わないような施設建設のために、莫大な予算を投じるよりも、太陽光発電、地熱発電といった再生自然エネルギーの利用促進に資源を投入するのが直截的である。

【表2】

国	炉型	発電所名	状況	合計出力 【MWe, ネット】	計画時の 初期投資額 【10億米ドル】	実際の費用 【10億米ドル】	計画建設期 間 【年】	建設開始か らの期間 ⁴ 【年】
中国	AP1000	Sanmen-1	稼働	2134	5.84	7.3	4.3	9.4
中国	AP1000	Sanmen-2	稼働					
中国	AP1000	Haiyang-1	稼働	2340	データなし	データなし	4.6	9.1
中国	AP1000	Haiyang-2	稼働					
中国	EPR	Taishan-1	稼働	3320	7.5	9.1	3.6	9.1
中国	EPR	Taishan-2	稼働					
米国	AP1000	Vogtle-3	建設中	2234	14.3	30.3	3.3	9.3
米国	AP1000	Vogtle-4	建設中					
米国	AP1000	Summer-2	建設中断	2234	9.8	25	4.3	中止
米国	AP1000	Summer-3	建設中断					
韓国	APR1400	Shin-Kori-3	稼働	2832	4.89	6.46	5.0	8.1
韓国	APR1400	Shin-Kori-4	稼働					
韓国	APR1400	Shin-Kori-5	建設中	2680	7.58	8.8	4.9	5.9
韓国	APR1400	Shin-Kori-6	建設中					
韓国	APR1400	Shin-Hanul-1	稼働	2680	6.26	7.6	4.7	10.4
韓国	APR1400	Shin-Hanul-2	建設中					
U A E	APR1400	Barakah-1	稼働	5380	24.4	24.4	6.0	8.6
U A E	APR1400	Barakah-2	稼働					
U A E	APR1400	Barakah-3	建設中					
U A E	APR1400	Barakah-4	建設中					
フィン ランド	EPR	Olkiluoto-3	試運転	1600	3.55	9.4	3.9	16.5
仏国	EPR	Flamanvile-3	建設中	1650	3.6	13.6	5.6	15.6
英國	EPR	HinkleyPointC-1	建設中	3260	20	29	7.0	7.5
英國	EPR	HinkleyPointC-2	建設中					

⁴ 稼働中の原子力発電所は、完成時までの期間とし、建設中の原子力発電所は、レポート作成時の2021年6月23日時点までの期間が記載されている。

2 老朽化原発のリスク

(1) GX基本方針等は、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めており、今後も老朽化原発の運転がなされることとなる。

原告らは、老朽化原発の問題に関し、これまでの準備書面において、

ア 中性子照射脆弱化の予測問題(訴状71頁～73頁、原告準備書面(19)、原告準備書面(46))

イ 高浜1号機の高経年化技術評価書における予測曲線の問題(原告準備書面(46))、破壊靭性曲線の誤差や高浜1号機圧力容器鋼材の中性子照射による劣化が脆性破壊を引き起こしかねない危険域に達しているおそれ(原告準備書面(19))

ウ 高浜1号機及び2号機の炉内構造物の「減衰定数」問題、難燃性ケーブルに関する問題及びバッフルフォーマボルトに関する問題(原告準備書面(19)、(46))

を指摘しており、これらの問題が解決されることなく運転が継続することになる。

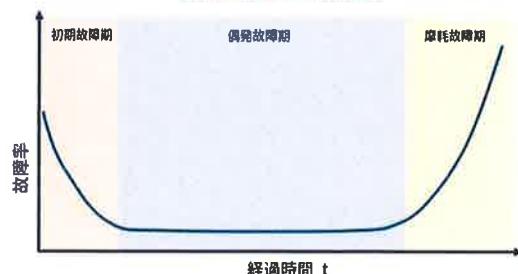
この老朽化原発のリスクに関して、元株式会社東芝・原子炉格納容器設計者で、星槎大学非常勤講師である後藤政志氏は、一般的な機械の故障の発生率(頻度)を示したバスタブ曲線(図1)を示し、長期間運転により原子力発電所の施設が摩耗故障期に入ることで、摩耗に限らず、疲労や中性子脆化、腐食や応力腐食割れなど様々な劣化が多く箇所で同時に生じ、補修工事が間に合わなくなる危険性や施設の環境条件等により異なる劣化が生じることによるミスの可能性の増加といった機械やハードの劣化によるリスクとともに、古い原子力発電所設計自体が、現在では考えられない設計となっているという「設計自体の老朽化」を指摘している(甲全755)。

すなわち、原子炉格納容器を設計した者ですら老朽原発が危険であるとの警鐘を鳴らしている程の問題であり、原告らの主張は正鵠を得ている。

【図1・バスタブ曲線】

バスタブ曲線

一般的な機械の故障の発生率(頻度)を示した曲線



インターネット“バスタブ曲線”、“FUKUDA”より

(2) GX脱炭素電源法案によるリスク

GX脱炭素電源法案（甲全749）は、電気事業法第27条の29の2第4項において、①関連法令の制定・変更に対応するため、②行政処分、③行政指導、④裁判所による仮処分命令、⑤その他事業者が予見しがたい事由（以下「本件5事由」という。）によって運転停止を行っていた期間について運転期間から除外できるとしている。

しかし、原子力発電所の運転の停止が、上記のような事業者にとって外部的な理由でもたらされたものであったとしても、原子炉を含めた施設の経年劣化は進行し、止めることはできない。すなわち、原子力発電所の設備・施設の老朽化とそれに伴うリスクは、その設備・施設が存在することのみで生じているといえ、本件5事由による運転停止期間を除外する合理的根拠がない。

また、本件5事由は、それぞれ当時運転停止を命令もしくは要請すべき社会的又は法令上の理由があった場合である。それにもかかわらず、運転期間延長の判断を行う経済産業省が、本件5事由に基づく運転停止期間を運転期間から除外することは、停止させた法令の趣旨や行政庁ないし裁判所の判断を事実上無意味にすることになりかねない。

したがって、GX脱炭素電源法案は、原発事業者に多大の利益をもたらす半面、最長60年の運転期間を事実上潜脱することを認め、老朽化原発が過酷事故を起こすリスクを増大することに寄与するだけである。

3 使用済み燃料貯蔵能力の限界

原子力発電を続ければ、使用済み核燃料が溜まり続けるのであり、その処理の方法が確定しているのでなければ、原子力発電は許されるべきではない。

上記「環境性」で指摘し、また、原告の従前の主張（原告準備書面（34）、（50）、（65）、（77）等）及び証人西尾漠こと柴邦生氏の証言のとおり、高レベル放射性廃棄物ないし使用済み核燃料の処分に関し、具体的な道筋がない以上、原子力発電による発電を継続して高レベル放射性廃棄物ないし使用済み核燃料を増加させることは許されない。

第5 まとめ

以上のとおり、GX基本方針等における原子力政策は、二酸化炭素排出削減に資することもないばかりか、自然環境への負荷や経済的コストの増加、原発の運転期間を延長することによる過酷事故発生の危険性の増加という問題を有している。これに対しては、全国の市民から激しい反対の声があげられている。

以上